

高齢者虐待防止マニュアル

社会福祉法人ココロの会

デイサービス ポピー

2019年3月作成

1 はじめに

当法人は利用者の人権を守り、安全で健やかな生活を確保するため、老人福祉法、介護保険法等の趣旨を踏まえるとともに、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「高齢者虐待防止法」と略す。）第20条（注1）で求められている、高齢者虐待の防止等のための措置を明確にするため本マニュアルを定める。

参考資料：高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
高齢者虐待チェックリスト（気づき編・発見編）

2018.4.1 改正

1. 基本方針

（1）苦情処理の徹底

施設内における高齢者虐待を防止するために、施設は、利用者及びその家族等からの苦情について、真摯に受け止め、これを速やかに解決するよう最大限の努力をする。

（注1：高齢者虐待防止法第20条参照）

（2）虐待の早期発見

日々の利用者のモニタリングにより、高齢者虐待の兆候を早期に発見するよう努めると共に、兆候が現れた利用者については、速やかにサービス担当者会議を開催し、その状況について分析し、虐待の有無を検証する。（注2：高齢者虐待防止法第5条第1項参照）

（3）市町村への通報

職員は、施設内外での高齢者虐待の早期発見に努め、高齢者虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、その利用者の生命または身体に重大な危険が生じているときは、速やかに、これを市町村に通報する。

◇羽村市地域包括支援センターあさひ

TEL: 042-555-8815

◇羽村市 福祉健康部 高齢福祉介護課地域包括支援センター係

TEL: 042-555-1111（内線）195

（注3：高齢者虐待防止法第21条第1項参照）（注4：高齢者虐待防止法第21条第6項参照）

また、この通報をした職員に関し、そのことを理由として解雇その他不利益な取扱いを行わない。（注5：高齢者虐待防止法第21条第7項参照）

2. 虐待の定義

本マニュアルでいう高齢者虐待とは、介護施設において、職員が意図的に利用者に対して不適切な取り扱いをすることを言う。

3. 虐待の種類

(1) 身体的虐待

暴力的行為などで身体にあざ、痛みを与える行為や外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。

(2) 介護・世話の放棄・放任

意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護者のおこなうべきサービス提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させること。

(3) 心理学的虐待

脅かしや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせなどによって精神的、情緒的苦痛を与えること。

(4) 性的虐待

本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要。

(5) 経済的虐待

本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭を理由なく制限すること。または、詐欺が含まれる。

4. 介護施設職員の虐待行為

高齢者虐待防止法第2条第5項に掲げられている、介護施設職員の虐待行為とは以下の事態を指す。

(1) 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

(2) 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

(3) 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4) 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

(5) 高齢者の財産を不当に処分することその他、当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

5. 理事長及び管理者の責務

施設長及び管理者は苦情処理の体制を整備するとともに、職員に対する高齢者虐待に関する研修の実施、虐待防止の各種措置を講ずる責務を負う。

(注6 参照)

6. 職員の責務

職員は日頃より、利用者のモニタリングを励行し、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

ここでいう、「思われる」というのは、確たる証拠を必要とするものではない。

また、職員は、虐待に至らないまでも、その兆候を発見したときには、速やかに理事長及び管理者に報告（虐待兆候発見報告書）する責務を有する。

7. 研修の実施

- (1) 高齢者の権利擁護について基本的な学習をおこない、常に適正な介護支援に努めることとする。また、ケアの技術や虐待に繋がる不適切ケアの研修や事例検討によって職員自らが意識を高め、実践につなげることとする。
- (2) 高齢者虐待防止法の仕組みと留意すべき点を理解する。
- (3) 権利擁護の観点から施設運営を考え、サービス向上と相互の意識向上を図ることとする。
- (4) 研修は必要に応じ年2回開催（全体1回、ミニ研修1回）することとする。

8. 行為に対する処分

利用者に対して虐待行為が明らかとなったときは、法人の定める就業規則の職員懲罰規定にかかわらず、理事会に諮りその状況内容にもとづいて厳罰に処するものとし、原則として懲戒解雇の処分をおこなうこととする。

9. 虐待防止対策フロー

- (1) 利用時の虐待リスクを評価する
 - ① 計画作成担当介護支援専門員等は利用時に当該利用者の虐待リスクを評価する。（「虐待リスク・アセスメントシート」を使用）

- ② 理事長及び管理者は上記の結果、虐待リスクが高い、又は要注意の場合は、全職員に口頭ないしは文書で通知し、注意を喚起する。

(2) モニタリングにより虐待の兆候を早期に発見する

- ① 施設の全ての職員は、虐待の兆候があった場合、「虐待兆候発見報告書」に記入し、理事長及び管理者に直接提出しなければならない。
- ② 施設長及び管理者は「虐待兆候発見報告書」が提出された場合、サービス担当者会議を招集しなければならない。
- ③ サービス担当者会議においては、必要に応じて虐待の被害者及び加害者として疑われている人を出席させることができる。
- ④ 当該サービス担当者会議において虐待の可能性について慎重に調査し、5日間以内に「虐待兆候調査報告書」を理事長及び管理者に提出する。
- ⑤ 施設長及び管理者は「虐待兆候調査報告書」を慎重に検討し、速やかに対策を講じる。
- ⑥ 虐待が認められた場合ないしは、かなりの確度で虐待が疑われる場合、理事長及び管理者は速やかに、行政に報告するものとする。

以上
2018.4.1 改正

10. 注釈

(注1) (養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置)

第20条 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(注2) (高齢者虐待の早期発見等)

第5条第1項 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

(注3) (養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等)

第21条第1項 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業(当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。)において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

(注4) 第21条第6項 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項から第三項までの規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

(注5) 第21条第7項 養介護施設従事者等は、第一項から第三項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

(注6) 第20条 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

参考資料：高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

公布：平成17年11月9日法律第124号

施行：平成18年4月1日

以上